

審査基準

令和4年3月3日作成

法令名	古物営業法
根拠条項	第5条第4項
処分の概要	許可証の再交付
原権者（委任先）	三重県公安委員会
法令の定め	古物営業法施行規則第4条第1項、第2項（許可証の再交付の申請）
審査基準	判断基準は法令の定めによる
標準処理期間	14日
申請先	主たる営業所等の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110）又は警察署生活安全課
備考	「主たる営業所等」とは、主たる営業所又は営業所のない者は、住所又は居所をいう。